

米沢市おくやみハンドブック

この度のご不幸に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族の皆様の悲しみが一日も早く癒やされますようお祈りいたします。

米沢市では、ご遺族の様々な手続を支援するため、主な手続と必要書類等をまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
ご参考の上、ご活用いただければ幸いです。

ご不明な点がございましたら、各窓口にお気軽にお問い合わせください。

目 次

1 死亡後の手続の流れ	1 ページ
2 死亡届	2 ページ
3 市役所で行う手続	3～6 ページ
4 市役所以外で行う手続	7～8 ページ

～このハンドブックは、米沢市ホームページからダウンロードしてご利用いただけます～

米沢市役所

〒992-8501

米沢市金池五丁目2番25号

米沢市ホームページ

<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp>

☎代表電話番号

0238-22-5111

1 【死亡後の手続の流れ】 手続の一例で宗教や宗派で異なります。

家族が病院や自宅で亡くなった。(医師から死亡診断書を受け取る。)

↓
葬祭業者に連絡する。
お寺、教会、親族等で火葬や葬儀の日程を調整する。
市区町村に斎場(火葬)の予約をする。

葬祭業者の方が、死亡届や死亡診断書のコピーを遺族の方に渡していただけることがあります。
火葬許可証が交付されてる場合、火葬が終了している場合は、既に死亡届は市区町村に提出済です。

↓
市区町村に死亡届を提出する。
※届出人は親族等になるが、届書を持参するのは葬祭業者でもよい。

↓
市区町村から「火葬許可証」と「火葬簿」が交付される。

↓
斎場で火葬を行う。
(「火葬許可証」、「火葬簿」、骨壺等を持参)

↓
火葬した日時が記載された「火葬許可証」が斎場から返却される。
※「火葬簿」は斎場で回収される。

↓
「火葬許可証」を墓地管理者に渡し、墓地に納骨する。

↓
市役所で死亡後の手続を行う。
(この冊子の手続一覧を参照)
(P3~)

↓
年金手続や相続、不動産登記等の市役所以外の各種手続も行う。
(P7~)

冬季間、雪の影響で納骨できない場合は、「火葬許可証」を骨壺と一緒に保管するようにしてください。(紛失防止)

2 死亡届

はじめに・・・

死亡届 の手続きをお願いします (1階市民課2番・3番窓口)

～ 死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください ～

●届出に必要なもの

- ①死亡届(死亡診断書)
- ②届出人の認印(スタンプ印不可) ※押印は任意

※届出人は、親族または同居人の方としてください。
(親族・・・6親等以内の血族または3親等以内の姻族)

※葬祭業者が届出を代行する場合があります。

次ページ以降の手続では、本人確認書類の提示が必要な場合があります。本人確認書類の種類等については、以下のとおりです。ご確認ください。

<本人確認書類>

○1点の提示でよいもの(顔写真付き)

- ・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど
- ・その他官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

○2点の提示が必要なもの(ABから各1点またはAから2点)

- A 健康保険証、医療証、介護保険証、年金手帳など
- B 顔写真付きの社員証・学生証、診察券など



3 市役所で行う手続

当てはまる項目にチェック☑してください。



項目	当てはまる方は いますか？	チェッ ク	手続名	持参するもの	確認欄		問合せ・ 手続窓口
					手続 完了	後日 手続	
火葬	米沢市斎場で火葬をする(まだ火葬許可証をもらっていない)	<input type="checkbox"/>	火葬許可証の発行	①死亡届(死亡診断書) ②死亡届出人の認印(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 市民課 2番・3番窓口
	米沢市斎場の火葬許可証を紛失した	<input type="checkbox"/>	火葬許可証の再発行	死亡届出人の認印(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
マイナンバー	亡くなった方がマイナンバーカードまたは通知カードを所有していた	<input type="checkbox"/>		※市役所での手続はありません。他の手続でマイナンバーが必要になる場合がありますので、しばらく保管の上、すべての手続が終了した後に処分してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 市民課 4番窓口
印鑑・ 外国人	亡くなった方が米沢市で印鑑登録していた	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返納	印鑑登録証 ※印鑑登録証が見当たらない場合は手続不要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 市民課 7番～11番 窓口
	亡くなった方が特別永住者証明書を持っていた	<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書の返納	特別永住者証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
バイクの 廃車等	亡くなった方が所有していたバイク(49～125cc)、小型特殊自動車等を廃棄する	<input type="checkbox"/>	廃車(ナンバー返納)	①現所有者(相続人代表者)の認印(スタンプ印不可) ②ナンバープレート ③標識交付証明書 ※廃車の手続は、廃棄、売却等により車両を手放した場合のみ行えます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 市民課 5番窓口
	亡くなった方が所有していたバイク(49～125cc)、小型特殊自動車等の名義を変更する	<input type="checkbox"/>	名義変更(ナンバー変更)	①現所有者(相続人代表者)の認印(スタンプ印不可) ②新所有者の認印(スタンプ印不可) ③ナンバープレート ④標識交付証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険・ 年金	亡くなった方が米沢市の国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	被保険者証の返還	亡くなった方の国民健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 保険年金課 12番窓口
		<input type="checkbox"/>	国民健康保険葬祭費の支給申請	◇亡くなった方の ①国民健康保険被保険者証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方) ③特定疾病療養受療証(お持ちの方) ◇喪主の普通預金通帳 ※亡くなった方が一人世帯の場合は、相続人代表者の普通預金通帳が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	亡くなった方が米沢市で後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療葬祭費の支給申請	◇亡くなった方の ①後期高齢者医療被保険者証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方) ③特定疾病療養受療証(お持ちの方) ◇喪主の普通預金通帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	相続人代表者の申立誓約	相続人代表者の普通預金通帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	亡くなった方が公的年金を受給していた、または加入していた	<input type="checkbox"/>	国民年金各種請求	必要な手続について日本年金機構米沢年金事務所に照会し、状況に応じた必要書類及び手続先をご案内します。 照会の結果、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・未支給年金(障害基礎)請求については米沢市での手続となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	当てはまる方は いますか？	チェッ ク	手続名	持参するもの	確認欄		問合せ・ 手続窓口
					手続 完了	後日 手続	
子ども	児童手当の受給者が亡くなった	<input type="checkbox"/>	児童手当 (未支払い請求届および認定請求書)	◇対象になる子ども名義の ①普通預金通帳(中学生までの子どものうち最年長の子どもの分) ◇これから受給する方の ①普通預金通帳 ②本人確認書類 ※これから受給する方と子どもの住所が異なる場合には、対象になる子どものマイナンバーがわかるものをご持参ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 子育て支援課 14番窓口
	児童手当の支給対象になる子どもが亡くなった	<input type="checkbox"/>	児童手当 (消滅届または額改定届)	手続は不要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	児童扶養手当受給者又は養育している子どもが亡くなった	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当(未支払請求書)(額改定届)	要件により必要書類が異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	18歳までの子どもを持つ親が亡くなった	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 (認定請求)	要件により必要書類が異なりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	子育て支援医療の受給者が亡くなった	<input type="checkbox"/>	子育て支援医療証 (消滅届)	子育て支援医療証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ひとり親家庭等医療の受給者が亡くなった	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療証 (消滅届)	ひとり親家庭等医療証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保育所等に入所している子どもの保護者または障害者手帳を有する同居家族が亡くなった	<input type="checkbox"/>	保育所等の入所 (変更届)	届出人の本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保育所等に入所していた子どもが死亡した	<input type="checkbox"/>	保育所等の入所 (退所届)	届出人の本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
障がい	重度心身障がい(児)者医療の受給者が亡くなった	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい(児)者医療証(消滅届)	①重度心身障がい(児)者医療証 ②申請者の認印(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 社会福祉課 15番窓口
	身体障害者手帳を持っている方が亡くなった	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳の返還	身体障害者手帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	療育手帳を持っている方が亡くなった	<input type="checkbox"/>	療育手帳の返還	療育手帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	精神障害者保健福祉手帳を持っている方が亡くなった	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳の返還	①精神障害者保健福祉手帳 ②届出者の印鑑(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護	要介護認定を受けている方が亡くなった	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等の返還、介護保険償還払いの申請	①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証 ③相続人代表者の方名義の普通預金通帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1階 高齢福祉課 16番窓口
	紙おむつ給付券を交付されている方が亡くなった	<input type="checkbox"/>	紙おむつ給付券の返還	紙おむつ給付券(高齢者用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	当てはまる方は いますか？	チェッ ク	手続名	持参するもの	確認欄		問合せ・ 手続窓口
					手続 完了	後日 手続	
税・ 保 険 料	税、保険料が亡く なった方名義の口 座から振替になっ ている	<input type="checkbox"/>	税・保険料の 口座振替廃 止または変更	・廃止⇒振替口座の通帳及び金融機関届出印 ・変更⇒新規申込口座の通帳及び金融機関届 出印、振替希望税目等の納税通知書・納付書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 納税課 1番窓口
	死亡により、税、保 険料が還付になる (相続人への返還)	<input type="checkbox"/>	税・保険料の 還付金返還	相続人の本人確認書類、通帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	亡くなった方が市 民税県民税の納税 義務者だった	<input type="checkbox"/>	相続人代表 者の指定届 出	届出人の本人確認書類 ※他の税・料で相続人代表者指定届出書を提出 している場合は、再度の提出は不要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 税務課 2番窓口
	亡くなった方が次 のいずれかに該当 する ・国民健康保険税 の納税義務者 ・後期高齢者医療 保険の被保険者 ・介護保険の第1号 被保険者(65歳以 上の方)	<input type="checkbox"/>	相続人代表 者の指定届 出	届出人の本人確認書類 ※他の税・料で相続人代表者指定届出書を提出 している場合は、再度の提出は不要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	亡くなった方が固 定資産(土地・家 屋)を所有していた	<input type="checkbox"/>	固定資産現 所有者申告 書	申告者の本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	亡くなった方が未 登記家屋を所有し ていた	<input type="checkbox"/>	家屋補充課 税台帳登録 者の変更申 請	①相続人の本人確認書類 ②戸籍謄本等(被相続人との関係が分かる戸籍) ※家屋補充課税台帳登録者の変更申請書で所 有者が変更できるのは、未登記の家屋のみ。 ※土地や、登記されている家屋の所有者変更 は、法務局での名義変更(相続登記)手続が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
森 林	亡くなった方が森 林を所有していた	<input type="checkbox"/>	森林の土地 の所有者届 出	①登記完了証 ②位置図 ※詳細はお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 森林農村整 備課林業振 興担当 7番窓口
農 地	亡くなった方が農 業者年金に加入ま たは受給していた	<input type="checkbox"/>	農業者年金 死亡関係届 出書	必要な手続について、状況に応じた必要書類及 び書類の提出先(農協の支店等)をご案内しま す。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 農業委員会 事務局農政 振興担当 8番窓口
道 路 占 用	亡くなった方が市 道の道路占用許可 を受けていた	<input type="checkbox"/>	道路占用権 譲渡(承継)許 可申請	ありません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 土木課管理 担当 9番窓口
市 営 住 宅	亡くなった方が市 営住宅に入居して いた	<input type="checkbox"/>	明渡届	敷金預り証 ※代理人による申請の場合は他の必要書類も ありますのでお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 建築住宅課 住宅指導担 当 11番窓口
		<input type="checkbox"/>	異動届	異動後の市営住宅入居世帯の住民票	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
空 家 対 策	亡くなった方が所 有・管理していた建 物・土地が空き家 または空き地にな る	<input type="checkbox"/>		ありません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2階 建築住宅課 空家対策担 当 11番窓口

項目	当てはまる方はいますか？	チェック	手続名	持参するもの	確認欄		問合せ・手続窓口
					手続完了	後日手続	
衛生	犬の飼い主が亡くなった	<input type="checkbox"/>	犬の登録に関する手続	ありません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3階 環境生活課 環境担当 4番窓口
	亡くなった方が地下水採取用井戸(揚水機吐出口断面積6cm ² 超え)を所有していた	<input type="checkbox"/>	地下水採取に関する手続	承継人の認印(スタンプ印不可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上下水道等	・上下水道を止める ・上下水道の名義を変更する	<input type="checkbox"/>	中止・廃止・精算・使用者異動・所有者異動	水道所有者を変更する場合は、新所有者の本人確認書類(所有者異動以外の手続については、持参するものではありません)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部 庁舎1階 水道センター 料金窓口 ☎22-4511
	井戸水の使用人数を変更する(下水道使用者のみ)	<input type="checkbox"/>	使用人数変更	ありません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部 庁舎2階 水道センター 給排水受付 窓口 ☎22-4511
	下水道受益者負担金・分担金の受益者(徴収猶予中、減免中、納付途中)の名義を変更する	<input type="checkbox"/>	受益者の名義変更	新受益者の本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部 庁舎2階 業務課企画 担当 ☎22-4511
	・浄化槽の使用を止める ・浄化槽の名義を変更する	<input type="checkbox"/>	使用休止・使用廃止・管理者変更	ありません	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道部 庁舎2階 下水道課工 事担当 ☎22-4511

<メモ>

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3 市役所以外で行う手続

市役所以外での主な手続です。

手続方法や必要なものについては場合により異なりますので、各手続先にお問い合わせください。

各手続において、戸籍謄本や住民票等が必要な場合がありますので、各手続先に問い合わせた後に市役所にお越しいただくと、手続が進みやすくなります。

当てはまる項目はありますか？	チェック	手続名	手続・問合せ先
年金受給者	<input type="checkbox"/>	未支給年金請求	
死亡当時生計を同じくしていた遺族がいる方 ※支給要件があります。	<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金請求 遺族共済年金請求	米沢年金事務所 米沢市金池5丁目4番8号 ☎0238-22-4220
職場で健康保険・厚生年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	健康保険の資格喪失ほか	勤務先
預貯金口座、株式等を持っていた	<input type="checkbox"/>	相続手続	銀行、証券会社等の各金融機関
軽自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	名義変更(廃車)	山形県軽自動車検査協会 山形市立谷川3丁目3553 ☎050-3816-1835(コールセンター)
普通自動車または125ccを超えるバイクを所有していた	<input type="checkbox"/>	名義変更(廃車)	東北運輸局山形運輸支局 山形市大字漆山字行段1422-1 ☎023-686-4711
国税の手続が必要	<input type="checkbox"/>	相続税手続、所得税・消費税申告手続等	米沢税務署 米沢市門東町1丁目1番9号 ☎0238-22-6320
普通自動車税	<input type="checkbox"/>	自動車税の還付 ※該当しない場合があります。	置賜総合支庁税務課 米沢市金池7丁目1番50号 ☎0238-26-6014
土地、建物を所有していた	<input type="checkbox"/>	所有権移転登記等	山形地方法務局米沢支局 米沢市金池7丁目4番33号 ☎0238-22-2148
法定相続情報証明制度(8ページ参照)を利用したい	<input type="checkbox"/>	制度利用の申出	山形地方法務局米沢支局 米沢市金池7丁目4番33号 ☎0238-22-2148
生命保険、個人年金保険等に加入していた	<input type="checkbox"/>	保険金請求、解約等	各契約会社にお問い合わせください。
電気、ガスを使用していた	<input type="checkbox"/>	名義変更、使用中止等	各契約会社にお問い合わせください。
固定電話、携帯電話、インターネットを使用していた	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	各契約会社にお問い合わせください。
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	NHKふれあいセンター ☎0120-151515
ケーブルテレビを視聴していた	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	株式会社ニューメディア 米沢市春日4丁目2番75号 ☎0238-24-2525
県営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	県営住宅指定管理者置賜事務所 米沢市金池7丁目1番50号 置賜総合支庁本庁舎5階 ☎0238-24-2332
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	各契約会社にお問い合わせください。
新聞を購読していた	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	各販売店にお問い合わせください。

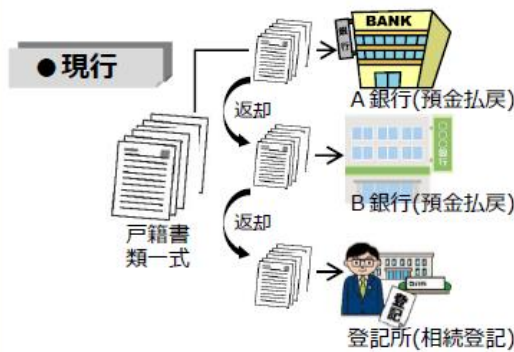
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



ポイント！
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

② 確認・交付(登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

<メモ>

Ruled area for notes, consisting of 22 horizontal dotted lines.

米沢市おくやみハンドブック

米沢市市民環境部市民課

令和4年4月1日改訂版